

# 議会運営委員会記録

1 日 時 令和2年6月24日（水曜日）

開 会 午後0時42分

閉 会 午後1時01分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 岡 部 享

// 押 田 大 祐

// 江 西 照 康

// 高 田 真 里

// 成 田 光 雄

// 松 尾 茂

// 高 田 重 信

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

## 5 委員外議員として出席した者

議 員	木 下 章 広
//	島 隆 之
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	福原 武
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課調査係長	本田 宏之
議事調査課主事	北山 栞

## 7 会議の概要

委員長 委員の皆さんが全員おそろいですので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に岡部委員、押田委員を指名いたします。

本日お集まりいただきましたのは、先ほどの本会議において議題となっておりました令和2年分請願第2号について、請願人より請願取下げ願が提出されたことにより、その取扱いについて御相談するものであります。

会議規則第84条には「請願者は、請願書を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の許可を得なければならない」とされており、議長は、この請願取下げについて、本日の日程に追加するとの意向を示しておられます。

そこで、このことを踏まえて、本日の本会議のこの後の進め方について、事務局から説明させます。

議事調査課長 〔説明〕

委員長

このことについて、皆さん方、御承知おき願います。

それでは、この後の本会議の進め方につきましては、説明のありましたとおりであります。ここで、私のほうから一言申し上げたいと思います。

今ほどの請願については、赤星議員と小西議員が紹介議員となっています。赤星議員が来ておられますのでお聞きしますけれども、この取下げについて、請願人はどのような意向だったのでしょうか。

赤星議員

この請願人の方は、先ほどの本会議で請願が継続審査とされたことにつきまして、大変落胆しておられました。

ここに取下げの理由として書いてありますように、継続審査に耐えられるかどうか分からないと……

（「どうしてそうなるのか」と発言する者あり）

赤星議員

理由は書いてあるとおりです。

いろいろな請願の扱いをこれまで見てこられて一例えば、議員の政治倫理条例制定を求める請願につきましても、3回も継続審査

となって、3定例会にわたって審査されたわけですけれども、閉会中の審査と言いながら閉会中にはほとんど何も議論がされなかったということがありました。そのことについても期待できないというふうに本人がおっしゃっています。とにかく本当に落胆をされています。

あわせて、先ほど討論で村上議員が指摘をされたように、本来議会内でコンセンサスが得られてしかるべきことということは、そのとおりだということをおっしゃられまして、自分はこの請願は取り下げるけれども、委員会中継のネット配信をやらなくてもいいということではなくて、ぜひ議会内で議論し直して、合意形成をして実現してほしいということをおっしゃっておられました。以上です。

委員長

赤星議員、私のほうから一言申し上げます。今ほど、そういった理由ということで述べられましたけれども、請願は一度提出されて、しかも本会議の議題となって議論をしたところでした。

これを同日中に取り下げるとなってくると、今までにないような話ですよ。今後気をつけてもらわないと一二度とこういうことがないように。紹介議員になるときは、それなり

の注意を払ってなっていたいただきたいなと思います。

赤星議員　　そうおっしゃいまして、紹介議員としては、最後、採決の結果どうなるか分からない、予測できませんし、その結果一請願をされた方が主権者ですからね。その方がどのような気持ちになって取り下げたいとおっしゃるかまでは、提出されるときは全く予想できません。そんなことをおっしゃると請願ができなくなってしまいます。

委員長　　私は請願をしたら駄目だとは言っていない。

赤星議員　　請願の紹介議員ですから、橋渡しをしているのです。  
あくまでも請願する人が主権者ですから、そこまでは一もちろん、いい加減な思いで出す人は駄目ですけれども、そうではなく、本当に真剣に請願をされたわけですから、最後にそういうお気持ちになって、本当に悩みながらですけれども、取下げということだと。それは、本人が悪いわけではありません。そのことだけは言っておきたいと思います。

委員長　　今ほど私のほうからは、本人が悪いというこ

とは一言も言っていません。紹介議員ならば精査してほしいというだけなのです。

江西委員

ただいま、紹介議員である赤星議員から、理由はここに書いてあるとおりだと言いながら、その後この理由の説明ではなく自分の信条をずっとお話しになったわけです。

諸般の情勢が著しく変化する中、請願の内容が継続審査に耐えられる保証がないのでという文書の意味を、紹介議員はまだ理解しておられるふうではなかったです。

ここに仮に、しばらく雨が続くからと書いてあれば、書いてあるとおりだという程度の一最初は「書いてあるとおりだ」という説明をした後で、自分の信条を説明されたわけです。紹介議員になったわけですから、少なくともその理由について、紹介議員としてもう少しかみ砕いて御説明いただきたいと思います。

岡部委員

議会運営委員会として、賛成多数で継続審査ということを決定し、そして本会議でも、委員長から報告された内容で一正直に言って、この請願取り下げ願の理由が、よく分からない理由であると思います。

したがって、私としては取り下げるべきではないのではないかという思いであります。

委員長

今ほど言われましたとおり、請願することは自由なのですよね。自由ですし、全ての方に権利があるのでそれは構わないのですけれども、取り下げるということは一1回提出する以上はそれなりの気持ちを込めて出しておられるのだとは思いますが、それを議会につないでくる紹介議員は、きちんとした判断で、責任を持って紹介していただきたいと思っておりますので、その辺を十二分に心得ていただきたいと思っております。

江西委員

先ほどの回答を頂けないのであれば、それはなしということで理解します。

2点確認したいのです。インターネットで本日、本会議が生中継されているわけです。請願を取り下げるとこれが遡ってなかったことになるという考えなのか、それはそれで、全て残った上でなかったものというふうになるのか、これはどちらになるのでしょうか。

議事調査課長

まず、事実として、継続審査ということで議決をしています。これは当然残ります。

それで、継続審査ということが決定した上でその後それを取り下げるという決定がされると。インターネット中継には残ります。

江西委員　　そうでありますと、委員会のインターネット中継をするかどうかという一つの議題が委員会に上がって、それを継続的に調査していきましょうという結論となったわけです。1会期中に同じ議題をテーマとして議論することが本来できないというのが原則かなという認識でいるのですが、これが取り下げられたということであれば、委員会のネット中継の要請そのものが中止になったということで決定という事態になるのでしょうか。

高田 重信委員　　そうではなくて、岡部委員が今言われたように、この場で取り下げるのかを決める……

江西委員　　いや、取り下げた後の話です。ですから、その判断の材料として聞いているのです。

高田 重信委員　　その前に、取り下げるべきかどうかということ、岡部委員が言ったように諮ったほうがいいと。

江西委員　　いえ、ですから、その前に、判断の材料がないと判断できないではないですか。どういうことになるのか……。

高田 重信委員　　議会運営委員会の中では、出されたことに対

する賛成・反対、それと継続審査という3つの結論がある中で、私たちは継続審査としっかりと決めたと。これはどんな理由があろうが、ここで決められて、そして「では取り下げてください」と言ってこられたわけだから、それに対してどうするかということは、これは議会運営委員会で諮ればいいと。

委員長            その他の委員の意見はないですか。

江西委員            回答を聞かせてください。

議事調査課長        決定については、先ほど委員長から説明があったとおり、議題となったものについては議会の許可、本会議場での許可が必要です。取下げ、撤回については本会議場での許可が必要となっております。  
この議会運営委員会の中で取下げについて決めるということではなくて、本会議場で……

（「一番最初に説明された」と発言する者あり）

江西委員            私の質問には答えてもらえないのですか。仮にこれを許可した場合のことです。私は議会事務局に質問をしているので、その回答をお

願いいたします。

議事調査課長 まず、形としては継続審査ということが決定しています。その後、本会議場で請願を取り下げることが許可するということになれば、継続審査ではなくなり、請願の取下げという形になります。

取下げを許可することを本会議場で諮るということです。

江西委員 そもそも議会運営委員会に出てきた請願によって、最初この議会運営委員会で協議して、継続審査ということで決めて、それが不服でまたこの請願が改めて本会議場で上がってきたという認識なのですね。

どこのレベルでこの請願が取り消されるということですか。

議事調査課長 まず、議会運営委員会の中で、委員会審査を行って継続審査ということが決まりました。

それについては、本会議場で議会全体として継続審査ということで、議会の最終的な形として、本日議決されたものであります。

江西委員 そうすると、一番最初に議会運営委員会に出てきた請願は取り下げられなくて、その後本

会議場に出てきた請願、紹介議員がいて提出された請願が取り下げられるということでしょうか。

委員長

もう一度私のほうから申し上げます。

会議規則第84条には「請願者は、請願を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の許可を得なければならない」となっています。

この請願は、今の会議の議題となっているわけですね。討論などもいろいろあったわけですが、会議規則に基づいて、議会の許可を得なければならないということで、今日の本会議の最後に許可をするかどうかという流れです。

江西委員

ですから、そういうことを言っているわけではないのです。

佐藤委員

江西委員の言われていることは分からなくもないのですが、議会運営委員会を開催して、今ここで議論をしているのは、議事日程にこれを加えるかどうかということを経験しています。ですから、その後のことについては一いずれにしても、本会議場でそれをどう扱う

かということについては、本会議に参加する議員が判断することです。

今の議会運営委員会は、どう取り扱うかという流れの審議のためにお集まりいただいたのであるということをしっかり理解していただきたいと思います。

江西委員

最後に一言だけよろしいですか。

今この大前提となっている、請願を出したとき、例えば議員必携を読めば、委員会に付託された後は議会の承認が要ると。議会での議決後はどうなるかという記載はどこにもありません。

その最初のもともとの根拠は、果たして議会事務局はどこから引用されたものか分かりませんが、その根拠がしっかりしたものかどうかを最後に確認させていただいてもよろしいですか。

議事調査課長

根拠と申しますと……。すみません、もう一度質問をお願いできますでしょうか。

江西委員

なぜこの会議に至ったか一請願が出され、取り消すとなれば、委員会に付託されるまでは議長の許可でこれを取り消すことができると。議員必携を読むと、その後、委員会で審査さ

れた後に取り消す場合は議会の許可が要ると。今回はさらにもう1つ先に進んで、議会のほうに出ているのです。それに対する記載は、私はこの短い時間でいろいろ調べましたのですが、すけれども、どこにも発見できなかったのもので、その根拠はどこにあるのかということをお聞きしたかったのです。

議事調査課長 先ほど委員長も言われたように、会議規則第84条に請願の撤回というものがございまして、最終的に会議の議題となったものについては議会の許可を得なければならないということで、本会議で決まったものについて再度許可を得るという形で、日程として上げるかどうかという話です。

江西委員 分かりました、失礼しました。

委員長 それでは、この取下げの件については、本会議の日程の最後に上げるということで、皆さん方よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。  
それともう1点、私のほうからお話ししたい

と思います。

今日、委員外議員として村上議員が出席されています。この前の予算決算委員会の後期全体会で、予算に賛成されましたよね。今日の本会議では反対討論と、違う話をされていますね。

その心境は一何か変わったのですか。

村上議員 ただいまの質問は、予算決算委員会の後期全体会と本日の本会議での賛否が違うということそのものに問題があると……

委員長 私は問題があるとは言っていないよ。どういう心境だったのかお聞きしたいのです。

村上議員 では説明を申し上げます。  
討論の冒頭でも申し上げたとおり、この議案に含まれているものは、議会の申入れによって当局から提案されたものであります。したがって、そのことに反対するということは、非常に慎重にしなければならないというふうに思っております。熟慮の上、今日の本会議において、やはりこれは議会として反対すべきだということを申し上げて反対といたしました。

委員長

分かりました。

それでは、この後一もう一つ、赤星議員から委員外議員の発言申出書が提出されておりますが、先ほどの発言でよろしいですね。

（「はい」と発言する者あり）

委員長

それでは、確認ですけれども、この後の本会議の進め方については、先ほど事務局から説明があったとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

これをもって、議会運営委員会を閉会いたします。

令和 2 年 6 月 定 例 会  
(令和 2 年 6 月 2 4 日)  
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長      金 厚 有 豊

署名委員      岡 部      享

署名委員      押 田 大 祐